

# トルコにおける産業財産法施行規則 の改正



スカラン・ペリン・  
デミログル  
(弁護士)

Destek Patent Inc.

デミログル氏は、主に知的財産権および工業所有権を専門としており、約18年間、この分野と紛争解決の分野で実務を経験している。様々な知的財産権に関する契約書を数多く作成し、訴訟、罰則、紛争、賠償事件、ネゴシエーション、行政処分取消事件にも深く関与してきた。また、紛争解決や一般的なアドバイスの経験とともに、行政機関に対するクライアントの様々な取引の追行も行っている。

## 【概要】

2019年7月9日付の官報 No.30825 により、産業財産法施行規則（SINAI MÜLKİYET KANUNUNUN UYGULANMASINA DAİR YÖNETMELİKTE）の一部が改正され、登録商標の部分更新を申請する際に必要とされていた「公証された署名文（noter onaylı imza beyannamesi）」の提出に関する条項が廃止され、手続が簡素化された。

## 【詳細】

産業財産法施行規則（SINAI MÜLKİYET KANUNUNUN UYGULANMASINA DAİR YÖNETMELİKTE）は、トルコにおける産業財産権に関する主要な規則であり、2017年1月10日に産業財産法が施行された後、2017年4月24日に施行され、2019年7月8日に改正された。

改正前の規則では、登録商標の部分更新の申請に際し、自然人の場合は公証された署名文または当該署名文の公証された写しを提出する必要があり、また、法人の場合は公証署名リスト（noter onaylı imza sirküleri）またはその公証された写しを提出する必要があった。

これらの要件は、申請者の書類作成の負担を増加させるとともに、公証を得るためには費用が掛かり、場合によっては時間のかかるプロセスであったため、実務上、問題があった。

しかしながら、2019年7月8日に行われた産業財産法施行規則の改正により、以下の手続きに関しては、公証された署名文または公証署名リストの提出は不要になった。

- 登録商標の範囲内の一部の商品・サービスに関する更新
- 登録前の商標出願の一部または全部の取り下げ
- 登録商標の範囲内での商品またはサービスの全部または一部に対する登録商標の放棄
- 公開された商標出願に対して提起された異議申立の撤回
- 商標出願に関する決定に対する不服申立の撤回
- 地理的表示所有者による登録から派生する権利または使用の管理に関する責任の放棄
- 公開された意匠出願に対して提起された異議申立の撤回
- 意匠出願に関する決定に対する不服申立の撤回
- 登録意匠の部分的な更新
- 登録意匠の部分的または完全な放棄
- 特許出願の撤回
- 登録された特許権の放棄

知的財産権の所有者が弁護士または代理人を通じて上記の要求を申請している場合、弁護士または代理人にこれらの申請について実施する権限を明確に含む委任状を与えるべきであり、弁護士または代理人は、この明確な権限を含む委任状を申請書と一緒にトルコ特許商標庁に提出しなければならないことに留意する必要がある。

【ソース】

- ・トルコ産業財産法（22.12.2016 Tarihli ve 6769 Sayılı Sınai Mülkiyet Kanunu）

<http://www.mevzuat.gov.tr/MevzuatMetin/1.5.6769.pdf>

- ・トルコ産業財産法施行規則（SINAİ MÜLKİYET KANUNUNUN UYGULANMASINA DAİR YÖNETMELİKTE）

<https://www.mevzuat.gov.tr/mevzuat?MevzuatNo=23528&MevzuatTur=7&MevzuatTertip=5> （改正後）

<https://wipolex.wipo.int/en/text/463332> （改正前）

- ・官報 No.30825（Resmî Gazete Sayı : 30825）

<https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2019/07/20190708M1-42.htm>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）